

後期高齢者医療制度保険料の軽減内容が見直されます

問い合わせ ほけん福祉課保険班 ☎78-3115 (内123)

保険料の軽減内容の見直し

■均等割額を7割軽減

「基礎控除額(43万円)」+「10万円×(給与・年金所得者の数)-1」を超えない世帯

■均等割額を5割軽減

「基礎控除額(43万円)」+「28万5千円×世帯の被保険者数+10万円×(給与・年金所得者の数)-1」を超えない世帯

■均等割額を2割軽減

「基礎控除額(43万円)」+「52万円×世帯の被保険者数+10万円×(給与・年金所得者の数)-1」を超えない世帯

※「給与・年金所得者の数」とは、給与収入が55万円を超えるか年金収入が110万円を超える人(65歳以上の場合。65歳未満の場合は年金収入が60万円超)の合計人数です。

※均等割の軽減判定についての総所得金額などは、専従者控除や譲渡所得特別控除の適用前になります。年金所得については15万円を控除した額で判定します。

■被用者保険加入者に扶養されていた人の軽減

後期高齢者医療制度に加入した月から2年間…「5割軽減」

2年経過後…「軽減なし」※所得割額はかかりません。

令和3年度の保険料額

保険料額(年額)
※上限額 64万円

=

均等割額
(被保険者1人あたり)
50,600円

+

所得割額
(総所得金額等-43万円)
×9.95%

後期高齢者医療制度の保険料納付

後期高齢者医療制度の保険料は、特別徴収(年金からの天引き)か普通徴収(納付書または口座振替)で納めることとなります。現在普通徴収の人(年金受給額が年間18万円未満の人などを除く)で、令和2年4月2日以降に75歳の誕生日を迎えた人は、今年度途中から特別徴収となりますので注意してください。

・特別徴収(年金からの天引き)

ことし4月から年金からの差し引きで納付

・普通徴収(納付書・口座振替)

ことし7月から納付書または口座振替で納付

★口座振替への納付方法変更

保険料は申し出で口座振替へ変更することができます。

75歳の誕生日	普通徴収の月	特別徴収の開始月
令和2年4月2日～10月1日	-	令和3年4月
令和2年10月2日～12月1日		令和3年6月
令和2年12月2日～令和3年2月1日	令和3年7月	令和3年8月
令和3年2月2日～3月31日	令和3年7～9月	令和3年10月

国民健康保険の加入・脱退のときは必ず届け出てください

問い合わせ ほけん福祉課保険班 ☎78-3115 (内121)

新たに国民健康保険へ加入する人や脱退して別の健康保険に加入した人は、異動日から14日以内に役場への届け出が必要です。加入手続きが遅れると医療費が全額自己負担となり、国民健康保険税がさかのぼって課税され、脱退手続きが遅れると課税されたままの状態となりますので、早めの手続きをお願いします。

★手続きにはマイナンバーカードが必要です★

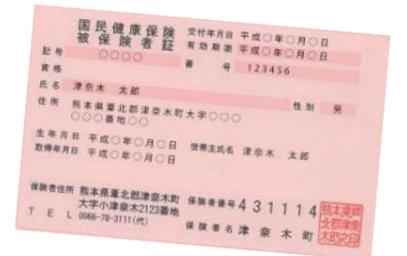
窓口で世帯主の番号確認と窓口に来られた人の本人確認をします。以下の届け出に必要なものに加えて、①と②をお持ちください。

①世帯主と対象者のマイナンバー確認書類(どちらかで可)

- ・マイナンバー通知カード
- ・マイナンバー付き住民票

②窓口に来られる人の本人確認書類(どちらかで可)

- ・1点必要なもの：運転免許証やパスポートなど(顔写真のある公的書類)
- ・2点必要なもの：住民票や年金手帳、保険証など(顔写真のない公的書類)



	手続きが必要なとき	必要なもの
加入の手続き	他の市町村から転入したとき	転出証明書、印かん
	職場の健康保険などをやめたとき	職場の健康保険の資格喪失証明書または離職票、印かん
	職場の健康保険などの被扶養者からはずれたとき	被扶養者でなくなった証明書、印かん
	子どもが生まれたとき	母子手帳、印かん
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書、印かん
	外国籍の人が加入するとき	在留カード、印かん
脱退の手続き	他の市町村に転出したとき	保険証、印かん
	職場の健康保険などに加入したとき	国民健康保険と職場の健康保険の両方の保険証、印かん
	職場の健康保険などの被扶養者になったとき	国民健康保険と職場の健康保険の両方の保険証、印かん
	国保の被保険者が死亡したとき	保険証、印かん
	生活保護を受けるようになったとき	保険証、保護開始決定通知書、印かん
	外国籍の人がやめるとき	在留カード、印かん
	保険証をなくしたとき(再交付申請)	印かん

交通事故などで国民健康保険・後期高齢者医療を使って治療を受けたら…

交通事故や喧嘩など第三者の行為でケガをして、国民健康保険または後期高齢者医療の保険を使って治療する場合には、必ず届け出てください。詳しくは、ほけん福祉課保険班までお問い合わせください。

【ケガの主な事例】 自動車・バイクによるケガ、自転車によるケガ、犬によるケガ など